

千看協発第 360 号  
令和元年 12 月 3 日

会員の皆様へ

公益社団法人 千葉県看護協会  
会 長 寺 口 恵 子  
(公 印 省 略)

令和元年 10 月の低気圧等による大雨を含む災害見舞金等の給付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会にご支援ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

千葉県内に甚大な被害をもたらした台風や低気圧等による大雨において、被災された会員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

先の台風 15 号・19 号にかかる災害見舞金の申請については、既にお知らせしたところですが、令和元年 10 月の低気圧等による大雨についても給付申請の対象となります。

千葉県看護協会では、『会員慶弔見舞金等規程』に基づく災害見舞金の給付と、日本看護協会の『災害見舞金規程』に基づく罹災見舞金の申請を行っています。

つきましては、別添 見舞金申請概要 をご確認のうえ、対象となる場合には必要書類を地区部会長宛に申請くださいますようお願いいたします。

なお、標記災害以外でも、規程に則り対象となる場合には、申請いただけます。ご不明な点等ございましたら、千葉県看護協会までお問い合わせください。

<本件に関する連絡先>

千葉県看護協会 総務課  
西岡・伊藤

TEL : 043-245-1744

FAX : 043-248-7246

# 見舞金申請概要

別添

## 1. 対象者

令和元年度千葉県看護協会の正会員で、規程に該当する者

## 2. 対象となる損害と見舞金

損 害	千葉県看護協会	日本看護協会
全 壊	50,000 円	20,000 円
半 壊	30,000 円	10,000 円
傾 斜	20,000 円	10,000 円
床上浸水	20,000 円	10,000 円
そ の 他*	理事会にて決定	10,000 円

\*別添 規程参照。

## 3. 申請書類 (様式は千葉県看護協会ホームページからもダウンロードできます)

- (1) 被害状況調査表 (第3号様式)・・・千葉県看護協会長宛
- (2) 被害状況調査表 (3-3別紙)・・・日本看護協会長宛
- (3) 罹災証明書 (コピー可) ※消防署・市町村等発行のもの。またはそれに準ずる書類。

## 4. 申請について

### (1) 申請方法

3. 申請書類の(1)～(3)を、ご自身の所属の地区部会長まで郵送してください。

**【重要】所属地区・送付先等は『裏面』をご確認ください。**

※施設会員の方は勤務先、個人会員の方は自宅の所在地の分掌市町村が所属の地区部会となります。

### (2) 申請期限

**令和元年 12 月 26 日 (木)**

## 5. 見舞金給付について

申請締め切り後、理事会にて決定します。

また、決定後日本看護協会に申請し回答を得た後、申請者ご本人様宛に通知するとともに、見舞金振込先をお伺いします。

## 6. 本件に関するお問い合わせ

公益社団法人千葉県看護協会 総務課 西岡・伊藤

TEL: 043-245-1744

FAX: 043-248-7246

MAIL: soumu5@cna.or.jp

※お問い合わせ時には千葉県看護協会会員番号を併せてお知らせください。

公益社団法人千葉県看護協会 地区部会

地区部会	地区部会長	送付先	分掌市町村
千葉	石井 邦子	〒260-0842 千葉県千葉市中央区南町 1-7-1 医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター	千葉市
市原	青田 孝子	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東 2-16 独立行政法人労働者健康安全機構 千葉ろうさい病院	市原市
船橋	上田 千春	〒275-0026 千葉県習志野市谷津 1-9-17 医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院	船橋市、習志野市、 鎌ヶ谷市、八千代市
市川	鈴木 たまえ	〒279-0001 千葉県浦安市当代島 3-4-32 公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	市川市、浦安市
松戸	喜瀬 はるみ	〒271-0067 千葉県松戸市樋野口 865-2 医療法人財団松圓会東葛クリニック病院	松戸市
東葛	浅沼 智恵	〒277-8577 千葉県柏市柏の葉 6-5-1 国立研究開発法人 国立がん研究センター東病院	柏市、野田市、流山市、 我孫子市
印旛	植草 恵	〒270-1694 千葉県印西市鎌苅 1715 日本医科大学千葉北総病院	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、印旛郡
利根	加藤 早苗	〒288-0053 千葉県銚子市東町 5-3 医療法人積仁会島田総合病院	銚子市、旭市、匝瑳市、 香取市、香取郡
山武	塚原 信江	〒299-3241 千葉県大網白里市季美の森南 1-30-1 医療法人社団鎮誠会 季美の森リハビリテーション病院	東金市、大網白里市、 山武市、山武郡
長夷	亀田 日出子	〒297-0203 千葉県長生郡長柄町国府里 550-1 医療法人 SHIODA 塩田記念病院	茂原市、勝浦市、いすみ市、 長生郡、夷隅郡
君津	金網 はるみ	〒292-8535 千葉県木更津市桜井 1010 国保直営総合病院君津中央病院	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市
安房	本橋 則子	〒294-0037 千葉県館山市長須賀 196 社会医療法人社団木下会館山病院	館山市、鴨川市、南房総市、 安房郡

施設会員の方は勤務先、個人会員の方は自宅の所在地の分掌市町村が所属の地区部会となります。

## 会員慶弔見舞金等規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人千葉県看護協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び関係者、関係団体等の慶弔に関し、必要な事項を定める。

(祝金)

**第2条** 祝金は次に該当するものについて祝金・祝電を贈ることができる。

- (1) 会員の受賞
- (2) 関係団体の大会等の行事、記念式典、会館の落成式等
- (3) 看護学校の入学式、卒業式
- (4) その他、協会の会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの

2 祝金の金額等は社会経済状況によりその都度定める。

(弔慰金)

**第3条** 弔慰金は、会員及び関係者の死亡に際して、香典として供えるものとする。

- (1) 会員
- (2) 会員以外で協会に対し多大なる貢献をした者
- (3) その他会長が必要と認めた場合

2 香典の額は、10,000円とする。

3 その他会長が認めたときは弔電・生花等を贈ることができる。

(傷病見舞金)

**第4条** 会員が協会の事業の執行に起因する傷病を受け、7日以上入院加療をしたときは傷病見舞金を給付する。

2 前項の場合の金額等は理事会で決定する。

(災害見舞金)

**第5条** 会員が、火災、風水害、震災、その他これに類する災害により、現に居住し、本人又は同居の家族が所有する建物（住宅）に損害を受けた場合に

は、次の区分に応じて見舞金を給付する。

- (1) 全焼又は全壊等 50,000円
- (2) 半焼又は半壊等 30,000円
- (3) 傾斜 20,000円
- (4) 床上浸水 20,000円

2 その他被害状況により、必要と認められる場合は理事会で決定する。

(報告手続き等)

**第6条** 第3条、第5条の見舞金は別紙様式第1号様式及び第3号様式により地区部会長からの報告によるものとする。

2 第4条の規定による見舞金は別紙様式第2号様式により地区部会長又は当該事業の責任者からの報告によるものとする。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成5年4月1日慶弔見舞金規程は廃止する。

## 被害状況調査表

年 月 日

公益社団法人 千葉県看護協会会長 様

地区部会長

⑩

※太枠内に必要事項をご記入ください。

被災者氏名	( 歳)					
千葉県看護協会会員番号						※必ず記入してください。 不明な場合はお問い合わせください。
現住所						
勤務先						
罹災年月日	年	月	日	理由		
被害程度	家屋	全焼	全壊	半焼	半壊	
	床上浸水	c m				
	その他					

備考

## 公益社団法人日本看護協会 災害見舞金規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）の会員が災害に被災した場合に際して、見舞金を贈るために必要な事項を定めることを目的とする。

## (罹災見舞金)

第2条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じ、罹災見舞金を贈る。

- (1) 全焼又は全壊 20,000円
- (2) 半焼又は半壊 10,000円
- (3) 傾斜 10,000円
- (4) 床上浸水 10,000円
- (5) その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合又は居住する住宅からの避難指示（屋内退避指示を含む。）を受けた場合等）  
10,000円

## (傷害見舞金)

第3条 会務上の事由により傷害を受け、1か月以上業務に従事することができなくなった場合には、常務理事会で協議し、50,000円を限度として傷害見舞金を贈る。

## (死亡見舞金)

第4条 会務上の事由により死亡した場合には、常務理事会で死亡事由及び状況について協議し、500,000円を限度として死亡見舞金を贈る。なお、会務上以外の事由による死亡については慶弔見舞に関する規程によるものとする。

## (申請書類)

第5条 前3条に掲げる見舞金を受けようとする申請者は、次の書類を添えて都道府県看護協会長を経由し、本会会長に申請しなければならない。

- (1) 罹災見舞金  
被害状況調査表（別紙）及び消防署・市町村等発行の罹災証明書その他これらに準ずる書類
- (2) 傷害見舞金  
医師の診断書
- (3) 死亡見舞金  
医師の死亡診断書

## (見舞金の変更)

第6条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、その都度常務理事会で協議し、見舞金を贈らないか又は金額を変更することができるものとする。

## (見舞金の一括決定)

第7条 災害が広範囲又は集団的に生じた場合には、一括して常務理事会で決定する。

## (規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和43年5月1日施行
- 1 この規程は、昭和45年5月1日改正
- 1 この規程は、昭和52年1月1日改正
- 1 この規程は、昭和55年4月1日改正
- 1 この規程は、平成3年4月1日改正
- 1 この規程は、日本看護協会定款変更の施行に改正（平成5年8月27日）
- 1 この規程は、平成11年2月6日改正、平成11年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成12年5月17日改正、平成12年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成15年12月1日改正
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成23年6月7日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年7月29日から施行し、各規定は平成23年3月11日以後に被災した  
会員から平成23年4月1日以後に申請のあったものについて適用する。



別紙

## 被害状況調査表

年 月 日

公益社団法人 日本看護協会長 様

公益社団法人 千葉県看護協会

会 長 寺 口 恵 子 印

罹災者氏名		
現住所		
勤務先		
罹災年月日	年 月 日	
被害程度	家屋	全焼 全壊 半焼 半壊 傾斜
	床上浸水	c m
	その他	
備考		